

福農振第595号の5  
2026年(令和8年)1月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福山市長 枝 広 直 幹

市町村名 (市町村コード)	福山市 ( 207 )
福山地区	
地域名 (地域内農業集落名)	(二番沖東、堂の脇、長浜、旭、浜組、奈良津東、奈良津中、大崎、宮ノ前、宮本、下組、掛木、草戸上組、草戸中組、半坂、矢田、奥、前、坊坂、江良上中下、小田、杢原、泉・山手南、草木里、境下、草木奥、大田志、八反田、境上、石原、小森、夕倉、合戸、小山(津之郷)、谷尻、本谷下、本谷上、坂部、地方、水越、山北、奥江、下郷、小立、一番(瀬戸村)、二番、元枝東、高浦(瀬戸村)、毘治屋、猪之子、志田原上、志田原中、志田原下、杵田、長者ヶ原、鈴谷、中組、一番組、竹之下、上組、安井、江木、早上、道上、鴨尾、小林、後東、門、上ノ原下、池ノ内、寺迫下、寺迫上、上ノ原上、大富西、大富東、後西、高下、鳴、宮迫、洗谷、小水呑、平木、土井、西、鍛治屋上下、竹ヶ端、南浦、釜屋、栗ノ木、西上、中上、東上、浜上、太才、別所、高浜、別中、二子の一、二子の二、里後、里前、浜下の二、西中、西下、御幸一、御幸二、町一、町二、平一、平二、平三、平四、平六、平七、浜、神原、村間堂、西東、竹の内、山之上、東西、宅部、宮之谷、皿山、中村、浦友、唐船、四番、横畠、不動里、梶島山、西沖浦、蔵王第一、蔵王第二、蔵王第五、向西、向東、大迫、小池、ニツ川、唐丸、池口、峠(千田村)、岩明神、横尾上、横尾下、三軒屋、やぶ路西、やぶ路東、坂田、中津原、大谷、羽賀、二区、森脇上組、下岩成下組、下岩成上組、東組、竹田、青木、中筋、松崎、上岩成上、川西、正戸、東谷、中谷、東北側、西谷、砂山、砂古、小松、幕山、西組、奈目良、前川、北浜一区、南浜、林、横道西東、仁井、井の木、中山、大塚、東池平、西池平、狐原、江戸野、東南側、通鍛治屋、竹工、宇山上下、下組(赤坂村)、高浦(水呑村)、一番(引野村)、長浜(引野村)、奥(鞆町)、下組(御幸村)、大崎(千田村)、小山(御幸村)、峠(坪生村))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・福山地区は市内東部に位置し、農用地面積1,225.4haのうち田が約41.9%、畠(果樹等を含む)が約55.4%を占めている。
- ・認定農業者が32経営体(個人26戸、法人6組織)存在し、平均年齢は66.0歳、経営面積は13.9haである。
- ・認定新規就農者が5経営体(個人5戸)存在し、経営面積は0.9haである。
- ・認定農業者・認定新規就農者以外で、農業を担う者は84経営体(個人78戸、法人6組織)存在し、経営面積は29.6haである。
- ・「4 地域内の農業を担う者一覧」に位置付ける農業を担う者の経営面積は44.4haであり、農用地全体の約3.6%となっている。うち担い手(認定農業者、認定新規就農者など)の経営面積は18.4haであり、農用地全体の約1.5%となっている。担い手以外の農業を担う者の経営面積は26.0haであり、農用地全体の約2.1%となっている。
- ・意向調査による農地所有者の今後の意向では、自ら耕作・管理が63.6%、貸付・売却・経営移譲等が30.2%、休耕・耕作放棄が6.2%となっている。
- ・意向調査による担い手の経営意向は、規模拡大意向が約20.0%、現状維持が約73.3%、規模縮小・離農意向が約6.7%である。
- ・経営意向、現状の担い手への農地の集積状況から、農地の集積・集約化を進め、持続可能な農地利用を行っていくため、担い手の育成・確保が課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・箕島地区は、農業生産基盤が整備され、本市最大の野菜産地となっており、ほうれんそうを主品目として、トマトやメロンなどと組合わせた施設園芸野菜の生産や、なす、白うり、金時人参など共同販売体制が確立された露地野菜等の生産を推進する。
- ・郷分地区は、土地改良事業が実施され、安定的な用水が確保できることから、水稻と収益性の高いくわいの輪作の推進を図る。また、御幸地区等においても、用水の確保が可能なエリアを中心に、くわい栽培の維持・拡大を図る。
- ・熊野地区は、土地改良事業が実施され、また、水稻栽培に適した環境と用水に恵まれており、農地集約を進め効率的な水稻栽培を推進する。また、用水の確保が可能なエリアでは、くわい栽培の維持・拡大を図る。農業の担い手不足が顕著な状況であるため、地域ぐるみで行う草刈り等の共同作業や農業生産活動を後押しする農用地保全事業により引き続き支援する。
- ・赤坂、瀬戸、熊野及び蔵王地区では、古くから傾斜地を利用したぶどうの栽培が営まれてきた。近年、急傾斜地のトンネル栽培圃場は高齢化や獣害により栽培面積が減少しているが、施設栽培及び平坦地圃場を生産の中心に、品種の転換等による生産性の向上を図り、共同出荷のメリットを生かしたぶどう生産を推進する。
- ・田尻地区の杏、蔵王地区の柿及びキウイ、引野地区のすももについては、共同販売による安定的な単価が見込めるところから、栽培の維持・拡大を図る。
- ・瀬戸、津之郷、蔵王地区等、古くからいちじくの栽培が盛んな地区においては、引き続き共同販売により安定的な単価と早期の収益が見込めるため、現在の生産地を中心として、いちじくの栽培を推進する。
- ・全域において、農用地の有効利用に向け、地区内にある産直市や学校給食等への出荷を目的とした多品目の野菜栽培を推進し、うち、経営所得安定対策で地域振興作物に指定しているくわい(再掲)、アスパラガス、ほうれんそう(再掲)を積極的に作付け推進する。水稻は、減農薬・減化学肥料栽培による高単価の特別栽培米を推進する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,225.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,225.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域以外の現況農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地適性調査や農地所有者への意向調査等に基づき、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を進めるとともに、調整にあたっては、農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構地域駐在相談員と連携した現行の相談・調整体制を堅持する。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえた上で、安定経営につながる長期に渡る集約化した農地の貸借を農地中間管理機構を活用して行う。なお、何らかの理由で農地管理が十分に行うことことができなくなった場合は、担い手と関係機関が協議し解決に向け取り組む。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

現状、地区内で基盤整備事業の要望はない。今後、具体的な要望等を把握した場合は、関係機関と連携し必要に応じて事業メニュー等を研究する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

生産組合による新規栽培者の育成や市の農業担い手研修、JA農業塾などにより、認定農業者や認定新規就農者、定年帰農者、半農半Xなど、多様な担い手の育成・確保を進める。

また、参入地域との調和を図り経営力のある法人の農業参入を進め、農地保全とともに稼げる農業の実現と雇用創出や地域活性化につなげる。

研修修了生や認定新規就農者など新規栽培者に対しては、補助金等の活用を含め、県、市、JA等関係機関が連携して相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水稻では、作業の省力化が期待できるドローンによる防除作業やJA等のライスセンターへの調製作業の委託を進めることで、夏場の重労働の回避、設備投資費用の低減による、水稻作の継続を図る。

自ら耕作できず、担い手等への集積に向け草刈等の維持管理を行う場合、遊休農地利活用促進事業等による支援を活用し、JA等への作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

##### 【選択した上記の取組方針】

- ①地域ぐるみで市の鳥獣被害対策事業等を活用し被害防止に取り組む。
- ②JA福山市と協力し、特別栽培米の推進を図る。また、国の環境保全型直接支払交付金等への取組を進めること。
- ③生産性向上支援事業などの活用により、スマート農業に取り組む。
- ⑤瀬戸町、蔵王町、大門町、田尻町等において栽培されるぶどうについては、ワイン使用での高付加価値化により生産の拡大を図る。
- ⑦草刈作業を委託する農業者を支援する委託時の際の補助である市の遊休農地利活用促進事業や国の多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等の活用により適切な農地の保全・管理を行う。